地方財政審議会付議案件

令和4年12月2日(金)

(案件名)

- ・ 夕張市財政再生計画の変更の同意について(決裁案件)
 - 〇地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成 19 年 法律第 94 号)

(財政再生計画の同意)

- 第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決 を経て、総務大臣に(市町村及び特別区にあっては、都道府 県知事を通じて総務大臣に)協議し、その同意を求めること ができる。
- 2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを 判断するための基準を定め、これを公表するものとする。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。
- 4 <u>総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意について</u> は、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 6 (略)
- 7 <u>第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意につい</u> <u>て準用する。</u>

自治財政局 財務調査課 仁藤財政健全化専門官 (内23475)

夕張市財政再生計画の変更 (令和4年12月)の概要

- 〇 本年10月18日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意 したが、令和4年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対 応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について変更はない。

I 経過

- R4. 12. 1 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
 - ツタ張市長から総務大臣宛に財政再生計画変更協議書の提出 (北海道知事経由)
 - 12. 2 地方財政審議会の意見聴取
 - 12.6 総務大臣同意(報道発表)

Ⅱ 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1)決算剰余金積立(+558百万円)

令和3年度決算剰余金にかかる繰越金(646百万円)について、本計画変 更に必要な一般財源所要額を除いた上で、財政調整基金及び減債基金への積立 を行うもの。

(財源) 一般財源 558百万円

(2) 水道事業会計繰出(+40百万円)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響をうける市民や事業者を支援するため、公的機関等を除く全契約者の水道基本料金の一律免除(令和4年12月から令和5年3月までの4ヶ月分)に必要となる経費について、一般会計から水道事業会計へ繰出するもの。

(財源) 一般財源 40百万円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当予定

(3) 本庁舎光熱水費等(+21百万円)

本庁舎をはじめ、小中学校、共同浴場、市営住宅、墓地葬祭苑に係る光熱水費及び燃料費について、原油・エネルギー価格の高騰による単価上昇に対応するため、今後の使用見込みに基づき、必要な額を措置するもの。

(財源)一般財源 21百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1)歳入

地方交付税の増(+2百万円)、国道支出金の増(+10百万円)、繰入金の増(+5百万円)、その他の増(+646百万円)により<u>662百万円の増</u>

(2) 歳出

人件費の増(+8百万円)、物件費の増(+28百万円)、維持補修費の増(+5百万円)、扶助費の増(+11百万円)、繰出金の増(+1百万円)、その他の増(+610百万円)により662百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】(令和4年度計画)

(単位:百万円)

_					,(単位:百万円)
	区 分	変更前	変更後	増減額	主な内容
歳入	地方税	810	810	1	
	地方譲与税	47	47	-	
	地方交付税	4, 969	4, 971	2	特別交付税 +2
	国・道支出金	3, 011	3, 022	10	 【国】子どものための教育・保育給付交付金 +9 【国】ワクチン接種体制確保事業費補助金 +1 【道】子どものための教育・保育給付費道費負担金 +2 【道】農業委員会等活動促進事業補助金(農地利用最適化交付金事業補助金)▲1
	繰 入 金	1, 496	1, 500	5	森林環境譲与税基金繰入金 +3 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 +1
	地方債	1, 219	1, 219	_	
	その他	898	1, 543	646	繰越金 +646
	合 計	12, 448	13, 111	662	
歳出	人件費	1, 279	1, 288	8	令和4年人事院勧告に伴う人件費の増額 +8 新型コロナウイルスワクチン接種 +1
	物件費	1, 421	1, 449		光熱水費(本庁舎、小中学校、共同浴場、市営住宅、墓地葬祭苑) +21 森林活用型地域人材育成事業 +3 地域プロジェクトマネージャー(高校魅力化)採用支援業務 +1 児童生徒情報化促進(フィルタリングソフト導入)+1 共同浴場に係る管理業務委託 +1 財務会計システムの決算統計対応に係る改修 +1
	維持補修費	334	339	5	無線基地局HUB基板交換 +1 日吉2号源泉管理 +1 富野じん芥埋立処分地管理棟の移設に係る電気工事 +1 共同浴場管理に係る修繕 +1
	扶 助 費	1, 654	1, 665	11	保育事業者に対する施設型給付費等 +11
	建設事業費	2, 581	2, 581	_	
	公 債 費	3, 513	3, 513	_	
	うち再生振替特例債	2, 558	2, 558	_	
	繰 出 金	842	843	1	介護保険事業会計繰出 +0.3 国民健康保険事業会計繰出 +0.2
	その他	824	1, 434	610	財政調整基金積立金 +323 減債基金積立金 +236 水道事業会計繰出 +40 予備費 +9 鳥獣被害防止対策事業 +2
	合 計	12, 448	13, 111	662	

[※]端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない。

財政再生計画同意基準(平成二十一年総務省告示第百九十七号)

第一 総括的事項

ー 同意基準の策定方針等

- 1 財政再生計画同意基準(以下「本基準」という。)は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
- 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法 令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

ニ その他

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね1ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法 律施行令(平成19年政令第397号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施 行規則(平成20年総務省令第8号)の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

第二 同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 計画策定方針

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質 的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計 画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

二計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその 収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ 最少の限度の歳出を見込むものであること。

第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の 規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財 政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。 また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏ま

ー 変更の事由等

え、審査を行うものとする。

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。
- 2 法第 10 条第 6 項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他 緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的 余裕がなかったものであること。

二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。